

議会改革検討会議検討結果報告書

平成27年10月14日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において、次の事項について協議を行った結果、結論を得たので、報告する。

【協議事項】

- I 議会におけるICTについて
- II 会議の記録方法(速記)について
- III 箱根大涌谷での火山活動対策に係る地元支援としての箱根製品の活用について

【協議結果】

I 議会におけるICTについて

1 趣旨

現在、我が国のブロードバンド環境は、世界最高水準にあるとされ、企業や学校、家庭への普及が進み、インターネットの利用は、今や、生活に欠かせないものとなっている。

こうした中、本県当局においては、「電子化全開宣言」、次いで「電子化全開宣言行動計画」を定め、ICTの取組みを着実に進めているところである。

一方、現在の本県議会におけるICTの状況を鑑みると、全議員にノートPCが配備され、必要に応じ、サーバーが配備されているが、持ち運び可能なタブレット型端末は導入されておらず、様々な情報を議会サーバーで一括管理するといったシステムもないなど、今後ICTを推進するための基盤は不十分なものとなっている。

また、こうしたことに加え、本会議や委員会には、携帯電話、パソコン等の電子機器の持込が禁止され、電子化された資料や電子機器を議会審議に活用できない状況となっている。

このような状況を踏まえ、議会におけるICTについては、平成27年2月26日に議会改革検討会議から議長あてに提出された報告書において、「基盤整備のあり方などについて、平成27年度当初に、専門家のアドバイスを得ながら、事務的な検討を進め、同年度中に、議会としての方針を協議決定すべきものと考え」とされたところである。

「県民満足度100%」の実現を目指す神奈川県議会としては、ICTを活用し、より県民に開かれた議会を実現し、審議の一層の充実を図っていくことは、必須の課題となっている。

そこで、神奈川県議会基本条例第1条に掲げる「県民に開かれ、充実した議会の実現を図り、もって県民の豊かな生活とより良い明日の神奈川を目指す」ことを達成するため、議会のICTの一層の推進について、検討を行った。

2 基本的な視点

(1) 情報収集機能及び情報共有機能の一層の向上

インターネットの活用や、クラウドを活用したデータの充実により、情報収集機能及び情報共有機能の一層の向上を図る。

(2) 関係機関との情報受伝達機能の一層の向上

ノートPCに代え、タブレット端末の導入や、クラウドサーバーの整備等により、議員相互、執行機関と議員など、即時性のある情報受伝達機能の構築を図る。

(3) 議会審議の一層の充実及び円滑化

議場に新たに設置を予定しているスクリーンや、ノートPCに代わるタブレット端末を活用し、調査活動、会議・委員会等における審議の一層の充実及び強化を図る。

(4) より開かれた議会に資するための広報・広聴機能の一層の向上

委員会の映像配信等による広報機能の一層の充実を図り、曜日や時間に関わらず、県議会の活動などの情報について、いつでも、どこでも、誰でもわかりやすい形でアクセスできる体制を整備する。

また、議会版パブリックコメントを実施する際も、より多くの多彩な意見を聴取できるよう一層のICTの活用を図る。

(5) ICT活用スキル向上のための取組み

ICTによる効果を確実なものとするため、議員一人ひとりがICTを積極的に活用できるよう研修等の取組みを行っていく。

(6) ICT活用のための継続的な取組み

ICTを議会として継続的に推進していくため、議会改革検討会議において必要な見直しを随時行っていく。

(7) 議会局の事務の効率性の向上及びコスト削減

クラウドサーバーの活用により、情報共有機能などを充実させ、紙資料の電子化を一層進めるとともに、事務の効率性の向上や、コスト削減を図る。

3 基本的な視点を踏まえた平成28年度におけるICTの取り組み

2で述べた基本的な視点を踏まえ、平成28年度に、次のとおりICTのための基盤整備を進める。

(1) タブレットの導入

現在、議会審議のための調査に資するため、各控室にノートPCを配備しているが、議員の政策立案のサポート、議員と執行機関・議会局との即時的かつスムーズな情報共有を図るなどの観点から、ノートPCに代えて取り外しが可能なキーボード付きのタブレットを導入する。

なお、現在配備されているノートPCのリース期間が、平成28年8月31日に満了することから、平成28年9月1日からの導入を図る。

(2) 基本的なICT基盤の整備(無線LANの設置)

ICTの効率的な運用に欠かせない無線LAN機器を、来年度の本庁庁舎の地震・津波対策工事に併せて議場、委員会室、控室等議会エリアに整備する。

無線LANによるインターネット接続については、議会来訪者も利用できるようにし、より開かれた議会実現のための一助とする。

(3) クラウド型情報システムの整備

議案、委員会資料(議運・常任・特別委員会資料、報告資料等)、議会局からの各種通知及び資料、執行機関からの議員あて各種通知及び資料等について、クラウドにより資料共有を図り、議場、委員会室、控室等での審議・調査に資するとともに、委員会の現地調査先等でも資料活用が可能となるようにする。

(4) 神奈川県手話言語条例への対応(手話通訳常時実施)

議会の最終意思決定の場である本会議において、手話通訳を常時実施し、スクリーンやタブレットなどで見られるようにする。

平成28年度中に工事を実施し、同年度中に議場内での試行を開始するとともに、平成29年度からの議会中継等での運用を目指す。

(5) 音声文字化システムの導入

聴覚障害者に対応するため、音声を文字化するシステムを導入する。

平成28年度中に、議場音響設備更新工事が終了した後、同年度中に試行を開始し、翌年度以降の本格的な運用を目指す。

4 ICTの具体的な活用方法について

ICTの議会審議への具体的な活用方法については、本報告を踏まえ、議会運営委員会等において、協議を行う必要があるものと考えられる。

Ⅱ 会議の記録方法(速記)について

1 趣 旨

本県議会では、会議規則第85条に「議事は、速記法によって速記する。」と定め、速記及び反訳を委託により実施しているが、国会においては速記者の養成を中止し、今後その確保が困難になることが想定される。

また、本県議会では、本庁庁舎の地震・津波対策工事と併せて対面式議場を導入し、現在の速記者席を廃止することとしていることから、速記のあり方について検討を行った。

2 今後の対応について

速記のあり方の検討に当たっては、慎重に検討する必要があることから、平成27年7月に全国都道府県議会の調査を行った。

調査の結果、速記者の人材確保が困難になっていること、経費削減の効果があること、録音機器の性能向上等により、既に過半数の都道府県(26都道県)が速記を廃止しており、廃止後は、録音により記録を作成するとともに、ICレコーダー等によるバックアップ体制の整備が図られていた。

一方、速記を存続させている府県では、その理由等として、質問時の情景描写への対応や、不規則発言等への対応、即時反訳への対応などが挙げられていた。

そこで、こうした調査結果も踏まえ、次のとおりの措置を講じた上で、速記を廃止することが適当と考える。

① バックアップ体制の整備

録音機器の不具合により記録が不完全にならないよう、バックアップ用の機器を備える。

② 音声だけでは捉えられない視覚情報の記録体制の確保

資料を図示する様子や手話による質問等に対応するため、議場内の書記が視覚情報を記録する。

Ⅲ 箱根大涌谷での火山活動対策に係る地元支援としての箱根製品の活用について

1 趣 旨

箱根大涌谷での火山活動の警戒レベルについては、さる9月11日に3から2に引き下げられたものの、地元経済への影響が顕著になっていることから、本県議会として、箱根支援に貢献するため、箱根製品の活用について、当会議として検討を行った。

2 内 容

議場の議席札(いわゆる標柱)を寄木細工で製作することとする。

設置は、平成28年第1回定例会からとする。

IV その他

ICTの議会審議への具体的な活用方法については、Iの4で記載したとおりであるが、速記の廃止に係る取り扱いや、既に仕様が決定されている議場スクリーンの運用について、また、対面式演壇の設置に伴う様々な課題についても併せて、議会運営委員会等において、協議を行う必要があるものとする。

【参考】 関連事項(議場スクリーン・インターネット中継・議会情報センター(仮称)について)

議場スクリーンについては、平成27年2月26日の当会議による議長あての報告により仕様が決定済となっている。

また、インターネット中継及び議会情報センター(仮称)については、平成26年4月10日の団長会において基本的な考え方が了承され、平成27年5月22日の「開かれた議会づくりのための広報委員会」において、更に検討が進められることが決定されている事項であるが、議会のICTに関連する事項として、参考までに記載する。

①□議場へのスクリーン及びプロジェクターの設置

議場を対面方式とする改修に当り、質問の様子を投影し、傍聴席等から見えるようにするとともに、質問・答弁の資料等を投影し、より一層活発な議論の推進に資するため、スクリーンを設置する。

平成28年度中に工事を実施し、同年度中に運用を開始する(試行含む)。

② インターネットによる中継等の充実

現在、本会議については、インターネットによるライブ及び録画による中継を実施しているが、より県民に開かれた議会を実現させるため、委員会においても、インターネット中継を順次実施していく。

平成28年度中に工事を実施し、平成29年度から試行を開始する。

③ 議会情報センター(仮称)の設置

情報端末を設置するなどにより、議会に関する様々な情報提供を行うなどして、より親しみやすい議会の実現を図る。

平成28年度中に工事を実施し、完成後に運用を開始する。